

令和3年5月定例総会 (令和3年5月31日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和3年5月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月31日(月) 午前10時00分～10時40分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部 圭子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (2人)

農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	5番	佐藤 作栄

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第18号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長
次 長
農地係 長

佐久間 清
島 貫 徹
浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年5月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、2番 山岸 洋子 委員、5番 佐藤 作栄 委員の2名が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年4月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、3番 窪田 昇平 委員、4番 伊藤 明 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 追加議案第18号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第16号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、を一括議題といたします。</p> <p>議案第18号及び16号については、5月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、議事参与の関係で2回に分けて審議します。</p> <p>最初に、議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号5番について審議します。</p> <p>つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、7番 武田 武盛 委員の退席を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(議事参与委員 退席)</p> <p>それでは、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
<p>農地部会長</p>	<p>農地部会での審議内容について報告します。 議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議事参与の制限に該当する案件について報告します。 議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明がありましたとおり、議案書2ページの5番になります。</p> <p>番号5番 所在地 北区笹山 以下記載のとおり 所有者 北区笹山 以下記載のとおり 転用者 東区物見山4丁目 以下記載のとおり 地目及び面積 畑1筆 246平方メートル 土地利用面積 246平方メートル 農地区分 第2種農地 契約内容 使用貸借権設定 転用内容及び土地利用面積 農家住宅建築敷地 246平方メートル</p> <p>転用者は現在、東区のアパートに住んでいますが、手狭になり住宅建築を計画しました。土地所有者は転用者の祖父で、申請地は実家の近くであり、使用貸借権を設定し、農家住宅を建築することとなったものです。 転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。申請地は転用者の実家の近くであり、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。 なお一層のご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。 本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号5番については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議事参与委員 入室・着席)</p> <p>次に、議案第18号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、及び、議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
<p>農地部会長</p>	<p>農地部会での審議内容について、議事参与の制限をする案件を除く案件を報告します。</p> <p>まず、追加議案第18号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は3件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区神谷内 以下記載のとおり 譲受人 東区牡丹山3丁目 以下記載のとおり 譲渡人 東京都八王子市 以下記載のとおり 地目及び面積 畑10筆 9,940平方メートル 契約内容 売買 10アール当り対価 851,716円 通作距離 8.8キロメートル 譲受人の農業従事者数 1人 譲受人の経営面積 237.69アール 地域区分 農用地及び農用地区域外</p> <p>申請者から来庁を願い、お話を伺いました。</p> <p>今まで水稻中心で農業経営をしていましたが、今後規模拡大し、畑作も行いたいと考えていたところ、知り合いの不動産業者から申請地の紹介を受け、売買で話がまとまったとのことでした。また、許可後はスイカ、大根などの作付けを考えているとのことでした。</p>

委員から、売買価格が高いようだがとの質問に、不動産屋からの紹介もあり、この価格になったとのことでした。また、現場は石が散見され、耕耘するのが大変だと思いが現場を確認しているのかとの質問に、現場は確認している。砂を入れ替える必要があると考えているとのことでした。また、今後どのような農業経営を考えているのかとの質問に、農業法人を立ち上げる準備をしている。将来的には法人化して農業経営をしたいと考えているとのことでした。また、面積が大きく、かなりの覚悟がいると思う。今後、営農にあたっては地元の方と相談してあたってほしいとの指導がありました。また、申請地はすぐに作付けするのは難しいと思う。申請地を選んだ理由は何かとの質問に、知り合いの不動産屋からの紹介もあるが、まとまった面積の畑を探していたため、申請地を取得することになったとのことでした。また、申請者の両親が60年以上の農作業経験があるとのことだが、畑作の経験はあるのかとの質問に、祖父が元気だったときは畑作もやっていた。イチゴなどの栽培をしていたとのことでした。また、建設業もしているようであるが、今後も続けるのかとの質問に、今後も続ける予定であるとのことでした。また、農作業の労働力をどのように確保していくのかとの質問に、現在、建設業で外国人労働者を受け入れている。農業法人を立ち上げた後に、農作業にも受け入れられるか考えていきたいとのことでした。また、スイカなどの栽培を考えているようであるが、どのようにして売るか決めておいた方がよい。なるべく早くにJA等に相談して販売戦略を立てた方がよいとの指導がありました。

番号2番

所在地 北区太田 以下記載のとおり

譲受人 聖籠町大字蓮野 以下記載のとおり

譲渡人 江南区うぐいす1丁目 以下記載のとおり

地目及び面積 畑6筆 816平方メートル

契約内容 売買

10アール当り対価 1万円

通作距離 6キロメートル

譲受人の農業従事者数 3人

譲受人の経営面積 263.23アール

地域区分 農用地区域外

申請者の代理人から来庁を願い、お話を伺いました。

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、耕作ができなくなり、売買の相談を不動産業者にしていました。申請者は規模拡

大を考えており、売買することで話がまとまったとのこと
です。また、許可後は大根、ネギの作付けを予定しているとの
ことでした。

委員から、売買単価が10アール当たり1万円とかなり安い
が、どのような経緯で決まったのかとの質問に、譲渡人が耕作
することができないということで、農地を耕作してくれる人を
探していた。今回、申請地の北側の宅地も売買することになっ
ており、申請地は安くても売りたいということもありこの価格
になったとのことでした。また、申請者の農作業従事者は3人
であるが、十分なのかとの質問に、申請者は現在会社に勤めて
いるが、定年が近く、今後、農業経営に力を入れていくと聞い
ている。また、両親も80歳代ではあるが、元気であり、大丈
夫だと思うとのことでした。

番号3番

所在地 北区木崎 以下記載のとおり
譲受人 北区木崎 以下記載のとおり
譲渡人 北区浦ノ入 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 297平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 50万円
通作距離 0.1キロメートル
譲受人の農業従事者数 4人
譲受人の経営面積 575.48アール
地域区分 農用地区域

譲渡人が高齢で耕作できなくなり、規模拡大を考えている譲
受人との間で売買の話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有
状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件
及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可
相当といたしました。

続きまして議案第16号、農地法第5条許可申請に関する処
分決定について説明します。

申請は5件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり
転用者 新発田市本田 セントラルグリーン株式会社

所有者 北区島見町 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 430平方メートル
農地区分 第1種農地
契約内容 売買
転用内容及び土地利用面積 通路敷地 430平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地北側の倉庫を取得しましたが、北側の道路が狭く、トラックの出入りに支障が出るため、申請地を売買で取得し、通路として使用することで話がまとまったとのことです。

委員から、申請地の周辺は農地なので、砂埃を立てるなど、迷惑をかけないようにしてもらいたいとの指導がありました。

申請地は第1種農地ですが、既存敷地の拡張で、既存敷地の面積の1/2以内であるため許可できるものです。

番号2、番号3は転用者・転用目的が同じで、隣接地であるため一括で報告します。

番号2番

所在地 北区神谷内 以下記載のとおり
転用者 北区神谷内 以下記載のとおり
所有者 北区神谷内 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 73平方メートル
農地区分 第1種農地
契約内容 売買
転用内容及び土地利用面積
露天資材置場敷地 73平方メートル

番号3番

所在地 北区神谷内 以下記載のとおり
転用者 北区神谷内 以下記載のとおり
所有者 北区神谷内 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 100平方メートル
農地区分 第1種農地
契約内容 売買
転用内容及び土地利用面積
露天資材置場敷地 100平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地の近くで建設業を営んでいますが、現在の資材置場等が手狭になり、会社近くで適地を探しており、地主との間で売買す

ることで話がまとまったとのことでした。

委員から、許可後は何を置くのかとの質問に、碎石と砂を置く予定であるとのことでした。また、砂を置くようであれば、シートなどをかけて飛散しないようにしてもらいたいとの指導がありました。

申請地は第1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺における日常生活または業務上に必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

番号4番

所在地 北区大瀬柳 以下記載のとおり

転用者 江南区茜ヶ丘 以下記載のとおり

所有者 北区大瀬柳 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 213平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 贈与

転用内容及び土地利用面積

分家住宅建築敷地 213平方メートル

転用者は現在、江南区に住んでいますが、住宅建築を計画しました。土地所有者は転用者の祖母で、贈与で申請地をもらい受け、分家住宅を建築することになったものです。

申請地は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

番号6番

所在地 北区下土地亀 以下記載のとおり

転用者 北区下土地亀 以下記載のとおり

所有者 北区下土地亀 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 492平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 使用貸借権設定

転用内容及び土地利用面積

農家住宅建築敷地 492平方メートル

土地所有者は転用者の祖父で、同居しています。現在の住居が手狭になり住宅建築を計画しました。申請地は実家の隣であり、使用貸借権を設定し、農家住宅を建築することで話がまとまったものです。

申請地は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

議 長	<p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p>
小林 浩 委員	<p>8 番</p>
議 長	<p>小林委員</p>
小林 浩 委員	<p>議案第 1 8 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定の番号 1 番は、譲受人の農業に対する考えが甘いと感じますが許可してもよいものでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほど農地部会長から審議内容をご報告いただいたところですが、地元委員からも今後の動向を注視していただけるとのことです。また、申請にあたり譲受人の耕作の状況を確認しましたが、「許可しない」という要件は見当たりませんでした。</p>
議 長	<p>ほかにごございませんでしょうか。</p> <p>(その他の質問・意見なし)</p>
議 長	<p>ほか質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第 1 8 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、及び、議案第 1 6 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 1 7 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第 1 7 号については、5 月 2 4 日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>

<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料3ページの令和3年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。</p> <p>④ 所有権移転は1件、1,031平方メートルです。 定例総会 議案書3ページをご覧ください。 所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>番号1番 売買です。 譲渡人が労力不足のため、譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。</p> <p>次に、議案書4ページをご覧ください。 農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。中間管理機構への貸付けを行う1件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付けを行うもので、経営転換協力金を申請する者はありません。</p> <p>申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありま</p>

	<p>せんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。</p> <p>5月24日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、所有権移転1件、農地中間管理権1件を審議しました。また、令和3年度 北区農業委員会 農地パトロール実施要領(案)について、説明がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。</p> <p>皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局から報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>お手元の専決処分書 11～15ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、4件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、5件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、10件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年5月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時40分</p>
------------	--

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 窪 田 昇 平

委 員 伊 藤 明